

# 東アジア倒産再建シンポジウム コメント案

法務省大臣官房司法法制部 司法法制課長 福原道雄

## 第1 はじめに

私は、日本の法務省において司法法制部・司法法制課という部署で課長をしております福原と申します。本日はこのような場でお話をする機会を頂戴し、大変光栄に存じます。

先ほど杉本准教授からもお話がありましたとおり、裁判手続のIT化というトピックは、近時の日本の司法制度に関する最もホットなトピックの一つです。私の所属する司法法制部は、司法制度に関する調査研究や法令案の作成などを担当する部署であり、この裁判手続のIT化という課題についても、昨年、政府に設置された有識者会議に関係省庁として参加するなどしてきたところであります。そこでは、裁判手続のIT化について、法曹関係者のみならず、IT研究者、経済界、消費者団体の方々を含め、幅広く議論がされました。IT化の進め方として、まずは民事裁判手続の基本かつ根幹である民事訴訟手続のIT化を念頭において制度設計等を進めるべきである旨が指摘されており、現在、民事訴訟手続のIT化に向けた議論が活発に進められているところです。他方で、倒産手続のIT化については、まずは運用面でどのようなことが可能かという観点からの検討がされつつあるという段階でございます。倒産手続のIT化の全体像について、法務省として具体的なイメージを抱く段階には至っていないというのが正直なところでございます。したがって、今回このシンポジウムに参加させていただき、中国や韓国における倒産手続のIT化の最新の情報に接する機会を頂戴したことは大変有益でありまして、今回のシンポジウムで得られた知見については、法務省のその他の担当者や最高裁判所にも適切にお伝えしたいと考えております。

## 第2 中国の倒産手続のIT化に対するコメント

それでは、先ほどお話のあった中国と韓国の倒産手続のIT化について、少しだけ感じたところをコメントさせていただければ幸いです。

まず、中国の倒産手続のIT化につきまして申し上げますと、近年、中国では倒産手続のみならず、裁判手続全体について、IT化が急速に進んでいるらしいとの情報には折から接していたところでありますが、恐縮ながら、その詳細についてまではこれまで承知していなかったというのが正直なところでございます。今回、倒産手続のIT化に関する現状をお伺いした率直な感想を申し上げますと、想像していた以上の規模感、スケール感で、IT化が実現されていることへの驚きというのが第一でございます。特に「倒産情報プラットフォーム」に搭載された機能の充実度や「倒産情報ウェブサイト」で得ることのできる情報の豊富さには本当に感銘を

受けております。一般市民向けの倒産情報ウェブサイト、裁判官専用プラットフォーム、管財人専用プラットフォームの3つの部分に分けられて構成されていて、それぞれのプラットフォームにおいて公開される情報や利用できる手続の内容が異なりながらも、それぞれの機能が有機的に連携して、利便性を高めていることが良く分かりました。これらの充実したシステムの構築を成し遂げられた池先生を始めとする関係者の方のご尽力に改めて敬意を表させていただきたいと思えます。

特に新鮮に感じられたのは、一般市民向けの情報公開が極めて充実していること、そして、情報公開の目的の一つとして、実力あるスポンサーからの倒産債務者への新たな融資を誘引することが掲げられていることです。既に破産債権者など既に債務者との間で利害関係を有している者のみならず、それまで当該倒産債務者と必ずしも利害関係を有していなかったけれども、今後その倒産債務者のスポンサーになりうる者、いわば潜在的な利害関係者をも対象として積極的に情報公開を進めようとしている点が非常に新鮮に感じられました。

翻って、わが国の倒産手続は、その公開が憲法上保障されている訴訟手続とは異なる非訟手続に該当し、債権者間の公平や手続保障という観点から、破産債権者を始めとする利害関係人に対する情報公開はされるものの、それを超えて一般市民を対象として、倒産手続という裁判所の手続そのものを幅広く公開することまでは予定しておりません。中国における倒産手続のIT化を支える基本理念として、情報公開の促進という点があるとお話でしたが、その点の充実には新鮮な驚きを感じました。

### 第3 韓国の倒産手続のIT化についてのコメント

続いて、韓国における倒産手続のIT化についても、コメントさせていただければと存じます。

韓国においては、裁判手続のIT化に対して、世界的にみても非常に早い段階から積極的に取り組まれ、既に幅広く普及していることは、日本でもかなり広く知られております。先ほど申し上げた政府における検討会でも、韓国における裁判手続のIT化の普及・発展については、韓国を訪れて調査研究をされた日本の弁護士の有識者の方から詳細にご紹介されたところです。本日も、韓国における裁判手続のIT化が2010年4月に特許電子訴訟の導入、2011年5月の民事電子訴訟の導入、2013年に家事及び行政電子訴訟の導入、そして、2014年から倒産電子訴訟の導入という形で、8年以上の前から段階的に各種の分野の訴訟において電子化が導入されたことについてのお話がありました。

倒産電子訴訟における韓国の取組をお伺いしていると、電子文書の提出、電子記録、電子的送達など、先行するその他の種類の裁判手続と共通する事項については、それらに関して既に得られた議論や知見、システム上のノウハウなどが、有効に活用されていることがわかります。他方で、債権者表の管理や配当表の作成など、倒

産手続特有の業務についても、適切に対応されていることがよく分かるところです。これらのことから、韓国においては、電子訴訟の運用が開始されて以降、それまでに得られた知見がしっかりと積み上げられ、その他の手続や更なる運用改善につながられていることが大変よく分かりました。そして、その上で、AIやビッグデータの利活用など、電子訴訟の更なる発展を目指した不断の検討・努力が続けられていることのご紹介もありました。このように、現在行われている手続やシステムの安定的な運用を実現しながらも、更なる発展を追求しようとしていることに深く感銘を受けました。

#### 第4 おわりに

先ほど申し上げたとおり、わが国においても、まずは民事訴訟を念頭においてIT化の議論を本格化させ、その後にその他の手続についてのIT化を検討していくという段階的なアプローチをとることを基本としておりますが、IT化の先駆者たる韓国においても同様のアプローチがとられた結果、現在適切に運営されている点を踏まえると、そのようなアプローチが間違っていないということを改めて確信したという次第であります。

我が国の裁判手続のIT化については、中国や韓国と比較して、進んでいないことは事実であり、裁判手続全体のIT化について、政府としてもスピード感をもって取り組んでいかなければならないと感じております。

冒頭でも申し上げましたが、そのような状況にある我が国にとって、IT化が進んでいる中国及び韓国の最先端の議論に触れられたことは大変有益でございました。本日は誠にありがとうございました。